**更新申請について**

**１　指定の更新について**

介護予防・日常生活支援総合事業者は、一定期間（６年毎）の指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬の請求ができなくなります。指定の更新は有効期間満了日までに手続きを行わなければなりません。

**２　指定の更新に必要な書類**

指定更新に必要な書類は、次ページの表のとおりです。

①　手続き方法

更新の申請受付にあたっては、吹田市から更新についての案内文書を順次送付します。

案内に記載されている申請期日までに、必要書類を作成し、郵送にてご提出ください。

②　留意事項

法人が第１号訪問事業、第１号通所事業の双方を行っている場合、更新申請書類はそれぞれのサービスにおいて、作成することが必要です。

**なお、通所型入浴サポートサービスの指定を併せて受けている場合は、通所型サポートサービスと同時に更新の手続きが必要です。次ページの表をご確認ください。**

次ページへ続く

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **No.** |  | **提出書類一覧（第１号訪問事業者及び第１号通所事業者）** |
| **1** |  | **指定更新申請書（様式第三号（五））** |
| **2** |  | **指定に係る記載事項（付表）**  第１号訪問事業者：**付表第三号（一）**  ※訪問介護の付表とは異なりますので、ご注意ください。  第１号通所事業者：**付表第三号（二）**  ※通所介護の付表とは異なりますので、ご注意ください。 |
| **3** | **＊** | **誓約書（参考様式９【共通】）** |
| **4** | **＊** | **従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表**（申請日の前月分の実績)  第１号訪問事業者：**参考様式１－１**  第１号通所事業者：**参考様式１―２** |
| **5** | **〇** | **人員基準確認表（参考様式）** |
| **6** | **＊** | **更新指定通知書返信用封筒**(封筒サイズに応じた額の切手を貼付)   * ※指定通知書はＡ４サイズです。 |
| **7** | **＊** | **審査手数料納付後の領収証書の写し** |
| **※8** |  | 【既にお届けいただいている内容から変更がある場合】  **変更届及び添付書類** |
| **※9** |  | 【同一所在地で行うサービス事業所の指定(開設許可)有効期限を合わせる場合】  **申出書** |

**＊のついている書類は、第１号訪問事業においては訪問介護と同時に、第１号通所事業においては（地域密着型）通所介護と同時に申請する場合に省略できる書類です。**

**○のついている書類は、訪問介護又は通所介護と同時に申請する場合は省略できますが、地域密着型通所介護と同時に申請する場合は添付が必要な書類です。**

**３　指定更新に伴う関係法令**

　　介護保険法第115条の45の6

　　介護保険法等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、その他、事業を行うにあたり遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが前提となります。